

前回定例会（平成23年10月5日）以降の原子力安全・保安院の動き

平成23年11月2日

原子力安全・保安院

1. 柏崎刈羽原子力発電所7号機漏えい燃料発生に係る原因及び対策について

10月7日、保安院は、同日に東京電力から提出のあった「柏崎刈羽原子力発電所7号機 漏えい燃料発生に係る原因および対策について」の報告について、漏えい燃料棒特定等のために東京電力が実施した各種検査・点検結果から、漏えいのあった燃料棒の特定、漏えい発生の原因、対策について適切であることを確認しました。今後、東京電力が行う対策の実施状況を保安検査等において確認していきます。

2. 「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」及び「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令の解釈について」の一部改正について

保安院は、本年3月30日に電気事業者等に対して緊急安全対策を指示するとともに「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令の解釈について」を改正したところですが、その改正における要求内容の省令上の位置づけを明確にするため、「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」及び技術基準解釈の一部改正を行い、10月7日、公表しました。

3. 緊急安全対策等の報告書における誤りの有無の調査等に関する結果報告の評価について

10月26日、保安院は、関西電力及び日本原燃以外の原子力事業者から緊急安全対策等の報告書における誤りの有無の調査等に関する結果報告について、これまでに確認したところでは、十分な調査等が行われたとは認められないため、改めて徹底した調査等を行うよう指示しました。

4. 平成23年東北地方太平洋沖地震の知見を踏まえた耐震バックチェックの再開について

10月28日、保安院は、原子力発電所の耐震安全性を確保するためには、平成23年東北地方太平洋沖地震で得られた知見等に関し、早急に評価をしていくことが極めて重要であることから、同地震を踏まえた耐震バックチェックを再開すると発表しました。なお、耐震バックチェックの再開に当たっては、保安院において今後の調査方針を定めませんが、その検討に資するため、地震・津波に関する意見聴取会において専門家から意見を聴取します。

5. 海外専門家を招へいたストレステストに関する国際セミナーの開催について

10月28日、保安院は、ストレステストに関する理解の促進を図るため、11月17日にストレステストに関する国際セミナーを東京において開催すると発表しました。保安院ホームページで、参加希望者の募集を行っております（11月11日まで申込募集。ただし、定員（約300人）になり次第締め切り。）。

6. 「原子力発電に係るシンポジウム等についての第三者調査委員会」の提言を受けた再発防止に向けた取組方針に基づく対応について

11月1日、保安院と資源エネルギー庁は、「原子力発電に係るシンポジウム等についての第三者調査委員会」の提言を受けた再発防止に向けた取組方針（本年10月4日報道発表資料）に基づき、それぞれ「シンポジウム等の運営に係る行動規範」を策定するとともに、外部の有識者によるアドバイザリー・ボードを設置しました。経済産業省としては、今回のような事態を二度と起こさないためにも、引き続き、再発防止に全力で取り組んでまいります。

<平成23年度三次補正予算案>

原子力防災体制の徹底した補強事業（13億円）

<検査実績（10月6日～11月2日）>

安全確保上重要な行為に係る保安検査：（7号機）10月13日～27日

定期検査：（1号機）10月6，24日

（7号機）10月24，25日、11月2日

以 上

平成23年10月7日
経済産業省
原子力安全・保安院

東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所7号機漏えい燃料発生に係る 原因および対策について

原子力安全・保安院は、平成23年10月7日（金）に東京電力（株）から提出のあった「柏崎刈羽原子力発電所7号機 漏えい燃料発生に係る原因および対策について」の報告について、漏えい燃料棒特定等のために東京電力が実施した各種検査・点検結果から、漏えいのあった燃料棒の特定、漏えい発生の原因、対策について適切であることを確認しました。

今後、東京電力が行う対策の実施状況を保安検査等において確認していくこととします。

1. 経緯

柏崎刈羽原子力発電所第7号機において、平成22年9月10日に高感度オフガスモニタ¹の測定値がわずかに上昇していることが確認されました。9月16日、高感度オフガスモニタの測定値はさらなる上昇傾向が確認されたことから、今回の事象は、漏えい燃料の発生が原因であると判断し、出力抑制法²を実施し、漏えい燃料の場所を特定しました。9月21日に、当該範囲の近傍にある制御棒を全挿入し、漏えいの抑制対策を実施し、安定した運転を継続していました。

その後、平成23年8月23日に第10回定期検査のため原子炉を停止し、燃料集合体のシッピング検査³等を実施しました。

本日、保安院は、東京電力から、漏えいのあった燃料の調査の結果、原因および対策について報告を受けました。

2. 東京電力の報告内容

(1) 漏えい燃料の点検調査結果

シッピング検査により漏えいのあった燃料集合体を特定した後、漏えいのあった燃料集合体を使用済燃料プールに移動し、水中テレビカメラによる漏えい燃料集合体の外観検査や、全燃料棒について超音波検査⁴ならびにファイバースコープによる詳細点検を実施した。

- ① 全燃料集合体872体についてシッピング検査を実施し、出力抑制を実施した箇所の燃料集合体(21-14)1体に漏えいがあることを確認した。
- ② 当該燃料集合体について、水中テレビカメラにより燃料集合体外面の外観観察の結果、外観、形状、性状に異常がないことを確認した。

¹ 高感度オフガスモニタ：燃料棒の被覆管にあいた微小な孔からごく微量なガス状の放射性物質が原子炉水中へ漏れ出すような事象を早期に発見する目的で補助的に設置された装置

² 出力抑制法：漏えい燃料が発生した場合、制御棒の操作により出力を抑制し、漏えい燃料の特定及び漏えいを抑制しながら運転を継続する手法

³ シッピング検査：燃料集合体の周囲の水圧を減少させた際に出てくるガスを捕集し、ガス内の放射性希ガスを分析することにより、漏えい燃料が否かを判断する検査方法

⁴ 超音波検査：燃料棒の内部に原子炉水が浸水したかを確認し、燃料棒のピンホールの有無を判断する検査。燃料棒の被覆管に超音波を入射させ、燃料棒の内部に水があった場合に被覆管内で多重反射した超音波の反射効率が下がることにより減衰することを利用して、水のない場合との反射波の高さの違いから浸水の有無を判断する。

③ 漏えいのある燃料集合体について、全燃料棒(74本)に超音波検査を実施し、燃料棒のピンホールの有無を調査した。検査の結果、浸水の疑いのある燃料棒は1本(H2⁵)を確認した。

④ 漏えいのあった燃料集合体について、ファイバースコープ⁶によるすべてのスペーサ⁷近傍の燃料棒表面の詳細観察を実施した。

・第5スペーサの下部にて漏えい燃料棒(H2)に接触している異物らしきもの(長さ約0.7mm、幅約0.3mm)を確認し、詳細調査を実施した結果、漏えい燃料棒(H2)に明らかに接触しており、被覆管には接触痕(フレッティング痕)と思われる線状模様が認められた。また、異物は近傍のスペーサ部にこすれ痕と思われる表面の変化が認められた。

・第6スペーサの下部に、糸状の円形に湾曲した異物長さ(幅約4mm、直径約0.1mm)が確認された。この糸状の円形に湾曲した異物はE9⁸燃料棒の直近に存在しているが、漏えい燃料棒(H2)とは関係ない場所において確認された。なお、E9燃料棒は超音波検査により漏えいなしと確認された。

(2) 漏えい燃料発生の原因

漏えい燃料が発生した原因は、燃料の設計・製造や取扱い及びプラント運転管理の不備に起因するようなものではなく、異物によるデブリフレッティング推定した。

(3) 対策

- ① 燃料漏えいのあった燃料集合体を健全な燃料集合体に取り替える。
- ② 現行の異物フィルタと比較し、捕捉効率を高めた異物フィルタについて平成24年度を目途に開発し、順次導入する。
- ③ 今定期検査からワイヤブラシやワイヤバフを管理区域全域において使用禁止とする。

3. 保安院の対応

保安院は、本報告を受けるとともに現場確認を行い、東京電力による漏えいのあった燃料の詳細調査の結果、原因および対策については、適切であることを確認しました。

今後、東京電力が行う対策の実施状況を保安検査等において確認していくこととします。

【問い合わせ先】

原子力安全・保安院 原子力発電検査課

電話：03-3501-9547

⁵ H2：燃料集合体の中の燃料棒の位置を示す座標

⁶ ファイバースコープ：光ファイバーを束にして、その一端にレンズを、もう一端にアイピースを取り付けたもので狭隙部を観察するための道具

⁷ スペーサ：燃料集合体の中で燃料棒を支持するための格子板

⁸ E9：燃料集合体の中の燃料棒の位置を示す座標

発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令及び発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令の解釈についての一部改正について

平成23年10月7日
原子力安全・保安院
原子力安全技術基盤課

1. 経緯

平成23年東北地方太平洋沖地震に起因する東京電力福島第一原子力発電所事故は、巨大地震に付随した津波により全交流電源喪失に至ったことで、炉心損傷など深刻な事態を引き起こしたと考えられる。原子力安全・保安院では、今般の事故を踏まえ、3月30日に他の原子力発電所に対して、津波によって交流電源を供給する全ての設備の機能、海水を使用して原子炉施設を冷却する全ての設備の機能及び使用済燃料貯蔵槽を冷却する全ての設備の機能が喪失したとしても、炉心損傷及び使用済燃料の損傷を防止し、放射性物質の放出を抑制しつつ原子炉施設の冷却機能の回復を図るための緊急安全対策を指示した。この際、設備に関する対策については、「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令の解釈について」（以下「技術基準解釈」という。）を改正し、電気事業者等に通知した。

今般、3月30日に緊急安全対策として電気事業者等に対して指示した設備に関する対策の省令上の位置付けを明確にするため、発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令（昭和40年通商産業省令第62号。以下「技術基準省令」という。）の改正を行うとともに、技術基準解釈についても改正する。

2. 改正の概要

（1）技術基準省令の一部改正

第4条に列挙している自然現象から「津波」を抜き出して、別の条として省令に位置付け、その上で、東京電力福島第一原子力発電所事故を踏まえ、津波によって交流電源を供給する全ての設備の機能、海水を使用して原子炉施設を冷却する全ての設備の機能及び使用済燃料貯蔵槽を冷却する全ての設備の機能が喪失した場合においてもその機能を復旧できるよう適切な措置を講じることが規定する。

（2）技術基準解釈の一部改正

技術基準省令に新設した津波による損傷の防止に対応する技術基準解釈を新設し、5月6日付け「福島第一原子力発電所事故を踏まえた他の発電所の緊急安全対策の実施状況の確認結果について」を踏まえ、技術基準省令に規定した内容の具体的な措置等を規定する。

発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令の一部を改正する省令 新旧対照条文
 ○発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令（昭和四十年通商産業省令第六十二号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（防護施設の設置等）</p> <p>第四条 原子炉施設並びに一次冷却材又は二次冷却材により駆動される蒸気タービン及びその附属設備が想定される自然現象（地すべり、断層、なだれ、洪水、高潮、基礎地盤の不同沈下等をいう。ただし、地震及び津波を除く。）により原子炉の安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置を講じなければならない。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（津波による損傷の防止）</p> <p>第五条の二 原子炉施設並びに一次冷却材又は二次冷却材により駆動される蒸気タービン及びその附属設備が、想定される津波により原子炉の安全性を損なわないよう、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。</p> <p>2 津波によつて交流電源を供給する全ての設備、海水を使用して原子炉施設を冷却する全ての設備及び使用済燃料貯蔵槽を冷却する全ての設備の機能が喪失した場合においても直ちにその機能を復旧できるように、その機能を代替する設備の確保その他の適切な措置を講じなければならない。</p> <p>（監視試験片）</p>	<p>（防護施設の設置等）</p> <p>第四条 原子炉施設並びに一次冷却材又は二次冷却材により駆動される蒸気タービン及びその附属設備が想定される自然現象（地すべり、断層、なだれ、洪水、津波、高潮、基礎地盤の不同沈下等をいう。ただし、地震を除く。）により原子炉の安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置を講じなければならない。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>（監視試験片）</p>

第十二条 原子炉施設に属する容器であつて、1メガ電子ボルト以上の中性子の照射を受けその材料が著しく劣化するおそれのあるものの内部には、当該容器が想定される運転状態において脆性破壊を引き起こさないようにするために、照射の影響を確かめることができるよう次の各号に定める監視試験片を備えなければならない。

一～三 (略)

第十二条 原子炉施設に属する容器であつて、1メガエレクトロノボルト以上の中性子の照射を受けその材料が著しく劣化するおそれのあるものの内部には、当該容器が想定される運転状態において脆性破壊を引き起こさないようにするために、照射の影響を確かめることができるよう次の各号に定める監視試験片を備えなければならない。

一～三 (略)

○経済産業省令第五十三号

電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第三十九条第一項の規定に基づき、発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十月七日

経済産業大臣 枝野 幸男

発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令の一部を改正する省令

発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令（昭和四十年通商産業省令第六十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「津波」を削り、「地震」の下に「及び津波」を加える。

第五条の次に次の一条を加える。

（津波による損傷の防止）

第五条の二 原子炉施設並びに一次冷却材又は二次冷却材により駆動される蒸気タービン及びその附属設備が、想定される津波により原子炉の安全性を損なわないよう、防護措置その他の適切な措置を講じなければ

ばならない。

2 津波によつて交流電源を供給する全ての設備、海水を使用して原子炉施設を冷却する全ての設備及び使用済燃料貯蔵槽を冷却する全ての設備の機能が喪失した場合においても直ちにその機能を復旧できるように、その機能を代替する設備の確保その他の適切な措置を講じなければならない。

第十二条中「エレクトロン」を「電子」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

経済産業省

平成 23・09・09 原院第 2 号

平成 23 年 10 月 7 日

発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令の解釈についての一部改正
について（通知）

経済産業省原子力安全・保安院

N I S A - 3 2 5 c - 1 1 - 6

原子力安全・保安院は、別添のとおり発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令の解釈について（平成 17・12・15 原院第 5 号）の一部を改正したので、発電用原子力設備を有する電気事業者等へ通知することとする。

経済産業省

平成 23・09・09 原院第 2 号

発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令の解釈についての一部を改正する規程を次のように定める。

平成 23 年 10 月 7 日

経済産業省原子力安全・保安院長 深野 弘行

発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令の解釈についての一部を改正する規程

発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令の解釈について（平成 17・12・15 原院第 5 号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この規程は、平成 23 年 10 月 7 日から施行する。

発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令の解釈についての一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令の解釈について（平成17・12・15原院第5号）

改 正 後		現 行	
発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令の解釈について		発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令の解釈について	
発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令及び解釈		発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令及び解釈	
発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令 （防護施設の設置等） 第4条 原子炉施設並びに一次冷却材又は二次冷却材により駆動される蒸気タービン及びその附属設備が想定される自然現象（地すべり、断層、なだれ、洪水、高潮、基礎地盤の不同沈下等をいう。ただし、地震及び津波を除く。）により原子炉の安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置を講じなければならない。 2・3（略）	解 釈 第4条（防護施設の設置等） 1 第1項に規定する「適切な措置を講じなければならない」とは、供用中における運転管理等の運用上の措置を含む。 2・3（略） 4 第3項の航空機落下については、「実用発電用原子炉施設への航空機落下確率の評価基準について」（平成14・07・29原院第4号）に基づいて確認すること。この場合において、設置許可申請時の航路に変更がないことにより確認すること。	発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令 （防護施設の設置等） 第4条 原子炉施設並びに一次冷却材又は二次冷却材により駆動される蒸気タービン及びその附属設備が想定される自然現象（地すべり、断層、なだれ、洪水、津波、高潮、基礎地盤の不同沈下等をいう。ただし、地震を除く。）により原子炉の安全性を損なうおそれがある場合は、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置を講じなければならない。 2・3（略）	解 釈 第4条（防護施設の設置等） 1 第4条に規定する「適切な措置を講じなければならない」とは、供用中における運転管理等の運用上の措置を含む。 2・3（略） 4 第3項の航空機落下については、平成14年7月30日付け「実用発電用原子炉施設への航空機落下確率の評価について」（平成14・07・29原院第4号）に基づいて確認すること。この場合において、設置許可申請時の航路に変更がないことにより確認すること。
（津波による損傷の防止） 第5条の2 原子炉施設並びに一次冷却材又は二次冷却材により駆動される蒸気タービン及びその附属設備が、想定される津波により原子炉の安全性を損なわないよう、防護措置その他の適切な措置を講じなければならない。 2 津波によつて交流電源を供給する全ての設備、海水を使用して原子炉施設を冷却する全ての設備及び使用済燃料貯蔵槽を冷却する全ての設備の機能が喪失し	第5条の2（津波による損傷の防止） 1 第1項に規定する「適切な措置を講じなければならない」とは、供用中における運転管理等の運用上の措置を含む。 2 第2項に規定する「直ちに」とは、「交流電源を供給する全ての設備、海水を使用して原子炉施設を冷却する全ての設備及び使用済燃料貯蔵槽を冷却する全ての設備」の機能が失われている状態においても炉心及び使用済燃料貯蔵槽にある燃料に損傷が生じない期間をいう。 3 第2項に規定する「その機能を代替する設備の確保その他の適切な措置」とは、次の各号に掲げる設備等による措置をいう。 （1）交流電源を供給する全ての設備の機能が喪失した場合には、原子炉の冷却維持に係る計測制御装置等に必要な電源容量が代替発電装置（移動式を含む。）等から給電可能なように、同発電装置等から受電盤等接続箇所までの	（新設）	（新設）

改正後		現行	
<p>た場合においても直ちにその機能を復旧できるよう、その機能を代替する設備の確保その他の適切な措置を講じなければならない。</p>	<p><u>電源ケーブルの配備等により機動的な復旧対策が講じられるよう設備すること。</u></p> <p>(2) 海水を使用して原子炉施設を冷却する全ての設備の機能が喪失した場合にあっては、必要な水量が確保可能な水源から原子炉停止時に原子炉压力容器内において発生した残留熱を除去できる設備（ただし、BWRについては原子炉隔離時冷却系又は隔離時復水器系、PWRについてはタービン駆動補助給水系に限る。以下「冷却設備等」という。）までの供給ルートの確保、代替ポンプによる冷却設備等への給水又は海水冷却システムの予備電動機の配備等により機動的な復旧対策が講じられるよう設備すること。</p> <p>(3) 使用済燃料貯蔵槽を冷却する全ての設備の機能が喪失した場合にあっては、必要な水量が確保可能な水源から使用済燃料貯蔵槽までの供給ルートの確保、代替ポンプによる使用済燃料貯蔵槽への給水等により機動的な復旧対策が講じられるよう設備すること。</p>		
<p>(監視試験片)</p> <p>第12条 原子炉施設に属する容器であつて、1メガ電子ボルト以上の中性子の照射を受けその材料が著しく劣化するおそれのあるものの内部には、当該容器が想定される運転状態において脆性破壊を引き起こさないようにするために、照射の影響を確認できるよう次の各号に定める監視試験片を備えなければならない。</p> <p>一～三 (略)</p>	<p>第12条 (監視試験片)</p> <p>1 第12条において「原子炉施設に属する容器であつて、1メガ電子ボルト以上の中性子の照射を受けその材料が著しく劣化するおそれのあるもの」とは、原子炉压力容器をいう。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(監視試験片)</p> <p>第12条 原子炉施設に属する容器であつて、1メガ電子ボルト以上の中性子の照射を受けその材料が著しく劣化するおそれのあるものの内部には、当該容器が想定される運転状態において脆性破壊を引き起こさないようにするために、照射の影響を確認できるよう次の各号に定める監視試験片を備えなければならない。</p> <p>一～三 (略)</p>	<p>第12条 (監視試験片)</p> <p>1 第12条において「原子炉施設に属する容器であつて、1メガ電子ボルト以上の中性子の照射を受けその材料が著しく劣化するおそれのあるもの」とは、原子炉压力容器をいう。</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>(略)</p>	<p>第16条 (循環設備等)</p> <p>1～3 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>第16条 (循環設備等)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 第6号に規定する「<u>除去された熱を最終的な熱の逃がし場へ輸送することができる設備</u>」が津波により全て機能を喪失した場合にあっては、予備電動機の配備等により機動的な除熱機能の復旧対策が講じられるよう設備すること。</p>

改正後		現行	
(略)	<p>第25条 (燃料貯蔵設備) 1～4 (略)</p> <p>5 第4号口に規定する「燃料の放射線を遮へいするために必要な量の水」とは、燃料取替作業時に線量限度（実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の規定に基づく線量限度を定める告示（平成13年経済産業省告示第187号）による。）を超えないよう放射線を遮蔽するために必要な量の水をいう。 この場合において、常用の補給水系統の一つが機能しない場合においても、放射線を遮蔽するために必要な水量が確保できること。ただし、既設プラントにおいては、仮設ホース等の本設以外の設備による対応も同等とみなす。</p> <p>6～13 (略)</p>	(略)	<p>第25条 (燃料貯蔵設備) 1～4 (略)</p> <p>5 第4号口に規定する「燃料の放射線を遮へいするために必要な量の水」とは、燃料取替作業時に線量限度（実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の規定に基づく線量限度を定める告示（平成13年経済産業省告示第187号）による。）を超えないよう放射線を遮蔽するために必要な量の水をいう。 この場合において、常用の補給水系統の一つが機能しない場合においても、放射線を遮蔽するために必要な水量が確保できること。ただし、既設プラントにおいては、仮設ホース等の本設以外の設備による対応も同等とみなす。<u>常用の補給水系統の全てが機能しない場合において、本設以外の設備により対応する場合は、必要な水量が確保可能な水源から建屋までの供給ルート及び建屋外部から燃料貯蔵プールまでの仮設ホース等の設置等により復旧対策が講じられるよう設備すること。</u></p> <p>6～13 (略)</p>
(略)	<p>第33条 (保安電源設備) 1 (略)</p> <p><u>2～4 (略)</u></p>	(略)	<p>第33条 (保安電源設備) 1 (略)</p> <p>2 <u>第2項に規定する「内燃機関を原動力とする発電装置又はこれと同等以上の機能を有する非常用予備動力装置」が津波により全て機能を喪失した場合にあっては、原子炉の冷却維持に係る計測装置等に必要な電源容量が移動式発電装置等から給電可能なように、同発電装置から受電盤等接続箇所までの電源ケーブルの配備等により機動的な復旧対策が講じられるよう設備すること。</u></p> <p><u>3～5 (略)</u></p>

平成23年10月26日

原子力安全・保安院

緊急安全対策等の報告書における誤りの有無の調査等に関する結果報告の評価について（関西電力株式会社 他）

原子力安全・保安院（以下「当院」という。）は、9月15日、原子力事業者より緊急安全対策等の指示（以下「各指示」という。）に基づく報告書に誤りがあるとの報告を受け、各指示を行った全ての原子力事業者に対し、緊急安全対策等の報告書における誤りの有無の調査等を行うことを指示し、各原子力事業者より当該指示に基づく調査結果等の報告書を受領しました。（9月15日、21日、27日、28日公表済み）

当院は、10月4日、関西電力株式会社（以下「関西電力」という。）の報告書の内容について、十分な調査等が行われたとは認められないため、改めて徹底した調査等を行うよう指示し、関西電力より、再調査結果の報告書を受領しました。（10月4日、12日公表済み）

当院は、改めて関西電力からの再調査結果の報告書の内容を確認した結果、適切に調査されていることを確認しました。

電源開発株式会社（以下「電源開発」という。）においては、新たな誤りが確認されたため、改めて徹底した調査を行うよう再指示しました。

また、関西電力及び電源開発以外の原子力事業者からの報告書の内容について、調査内容や調査結果に基づく原因究明及び再発防止策の妥当性等の確認を進めていますが、これまでに確認したところでは、日本原燃株式会社（以下「日本原燃」という。）以外の原子力事業者（日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）は高速増殖炉研究開発センター（以下「もんじゅ」という。）に係る調査に限る）は、十分な調査が行われたとは認められないため、改めて徹底した調査を行うよう再指示しました。

当院は、これらの再指示をした原子力事業者に対し、引き続き、調査内容、調査結果に基づく原因究明及び再発防止策、これまでに行った緊急安全対策等の評価結果及び対策内容への影響等について、厳格に確認していきます。

1. 関西電力から再提出された報告書に対する当院の確認結果

当院は、平成23年10月12日に関西電力から再提出された報告書について、改めて、調査内容等の確認及び評価を行いました。

その結果、数値について出典元との照合による確認を行っている等、これまで当院が確認を行った範囲で問題点はなく、提出された報告書に記載された調査体制・方法による十分な調査等が行われていると認められました。

2. 日本原燃及び原子力機構（再処理技術開発センター（以下「東海再処理施設」という。）及び原子炉廃止措置研究開発センター（以下「ふげん」という。）に係る調査に限る）の報告書に対する当院の確認結果

当院は、平成23年9月28日に日本原燃及び原子力機構から提出された報告書（原子力機構は東海再処理施設及びふげんに係る調査に限る）について、サンプリング方式による一部抜き取りにより、調査内容等の確認及び評価を行いました。

その結果、数値について出典元との照合による確認を行っている等、これまで当院が

確認を行った範囲で問題点はなく、提出された報告書に記載された調査体制・方法による十分な調査等が行われていると認められました。

3. 電源開発から提出された報告書に対する現時点における当院の確認状況

当院は、電源開発から提出された報告書の評価を行っているところですが、電源開発から、新たな誤りが確認されたとの報告がありました。(別紙1)

このため、提出された報告書に記載された調査体制及び方法による十分な調査等が行われていたか疑念を持たざるを得ません。

4. 各原子力事業者から提出された報告書に対する現時点における当院の確認状況

当院は、関西電力、日本原燃及び電源開発以外の各原子力事業者から提出された報告書(原子力機構はもんじゅに係る調査に限る)について、引き続き、調査内容等の確認及び評価を行っているところです。

これら各原子力事業者の報告書においては、誤りの有無に関する調査の体制・方法について、特に数値については出典元との照合による確認を行った等の記述がありますが、これまで当院が確認を行った範囲では、多数の原子力事業者において出典元との照合が行われていないなどの問題点が見受けられています。また、現時点において確認された個々の問題点は別紙2に記載したとおりですが、一部抜き取りによる確認でこれらの問題点の確認されていることは、組織的な要因或いは品質保証上の問題の存在も考えられるため、報告書全体の信頼性に対する疑念を持たざるを得ません。

このため、提出された報告書に記載された調査体制・方法による十分な調査等が行われているとは認められないと考えます。

5. 保安院の対応

当院は、関西電力及び日本原燃以外の各原子力事業者に対して、保安院長名の文書により、改めて徹底した調査等を行うよう指示しました(別添)。

当院は、引き続き、調査内容、調査結果に基づく原因究明及び再発防止策、これまでに行った緊急安全対策等の評価結果及び対策内容への影響等について、厳格に確認していきます。

別紙1：各事業者からの誤りに関する報告概要及び評価への影響(調査報告書提出後に新たに確認された誤り)

別紙2：各原子力事業者の調査結果に対し保安院がヒアリング(一部抜き取り)により確認した事実関係及びその事実関係に関する考え方

別添：緊急安全対策等の報告書における誤りの有無の調査等について(指示)

(本発表資料のお問い合わせ先)

原子力安全・保安院

原子力発電検査課長 大村 哲臣

担当者：石垣、今里、忠内^{ただうち}

電話：03-3501-1511 (内線) 4871
03-3501-9547 (直通)

電力安全課長 村上 博之

担当者：安部

電話：03-3501-1511 (内線) 4921
03-3501-1742 (直通)

核燃料サイクル規制課長 信濃 正範

担当者：西村、大向

電話：03-3501-1511 (内線) 4891
03-3501-3512 (直通)

放射性廃棄物規制課長 塩崎 正晴

担当者：島根、平井

電話：03-3501-1511 (内線) 4901
03-3501-1948 (直通)

東京電力の調査報告に対し保安院がヒアリング（一部抜き取り）により確認した事実関係及びその事実関係に関する考え方

現時点において保安院が確認した事実関係（指摘事項）	保安院の考え方（問題点）
<p>（１）緊急安全対策等の報告書の誤りの有無の調査等</p> <p>①福島第二の緊急安全対策報告書^{※1}において、電源機能等喪失時の対応訓練における訓練時間の実績値に関して、出典元と照合した事実を確認できなかった。</p> <p>②開閉所等地震対策報告書^{※2}において、福島第二原子力発電所の開閉所及び変圧器の裕度に関して、出典元であるメーカー作成資料（設備の評価値）との照合が行われているものの、東京電力保有の設備と当該資料で示された設備が同じ仕様のものであることの確認が行われたという事実を確認できなかった。</p>	<p>①指示に対する調査において、出典元とすべき記録等まで照合が行われていないことから、東京電力は改めて適切な確認を行うことが必要。</p> <p>②指示に対する調査において、出典元との照合は行っているものの、東京電力保有の設備と当該資料で示された設備が同じ仕様のものであることの確認が行われていないことから、東京電力は改めて適切な確認を行うことが必要。</p>
<p>（２）緊急安全対策等の報告書の誤りに係る不適合管理</p> <p>緊急安全対策報告書^{※1}の誤りに係る不適合管理に関し、不適合処置結果、不適合の原因及び是正処置の方法について、調査報告書^{※3}の策定の際に、社内意志決定が行われているものの、調査報告書提出前に「不適合報告書」による承認が行われていない。</p>	<p>今回の誤りに係る不適合管理に関し、「不適合報告書」による不適合処置結果、不適合の原因（調査報告書^{※3}の原因に相当）及び是正処置（調査報告書の再発防止対策に相当）の方法の承認が、調査報告書の提出前に行われていないことから、東京電力は提出した調査報告書の原因と再発防止対策について、組織自ら改善を図る重要な活動である不適合管理にて確実に管理することが必要。</p>

※1 東京電力作成「福島第二原子力発電所における緊急安全対策について（実施状況報告）」

※2 東京電力作成「原子力発電所等の外部電源の信頼性確保に係る開閉所等の地震対策について（報告）」

※3 東京電力作成「緊急安全対策等の報告書における誤りの有無の調査結果及び原因と再発防止対策について（報告）」

経済産業省

平成 23・10・25 原院第 2 号

平成 23 年 10 月 26 日

別記 殿（各通）

経済産業省原子力安全・保安院長 深野 弘行

N I S A - 1 6 1 d - 1 1 - 4

N I S A - 2 3 1 d - 1 1 - 5

緊急安全対策等の報告書における誤りの有無の再調査等について（指示）

原子力安全・保安院（以下「当院」という。）は、平成23年9月15日付け「緊急安全対策等の報告書における誤りの有無の調査等について（指示）」（平成23・09・14原院第5号）をもって、当院に対して提出した報告の内容について誤りの有無の調査等を指示しました。

これに対して、貴社から、当院に対して、緊急安全対策等の報告書における誤りの有無の調査等の結果について報告がありました。

当院は、当該報告について内容の確認及び評価を行っているところですが、これまでに確認した範囲において、調査結果報告書に記載された調査体制及び方法による十分な調査等が行われているとは認められない部分がありました。

このため、改めて、貴社の調査結果報告書に記載された調査体制及び方法による徹底した調査等を実施し、その結果について、当院に対して、報告することを求めます。

別記

北海道電力株式会社 取締役社長 佐藤 佳孝
東北電力株式会社 取締役社長 海輪 誠
東京電力株式会社 取締役社長 西澤 俊夫
中部電力株式会社 代表取締役社長 社長執行役員 水野 明久
北陸電力株式会社 取締役社長 久和 進
中国電力株式会社 取締役社長 苅田 知英
四国電力株式会社 取締役社長 千葉 昭
九州電力株式会社 代表取締役社長 眞部 利應
日本原子力発電株式会社 取締役社長 濱田 康男
独立行政法人日本原子力研究開発機構 理事長 鈴木 篤之

平成23年10月28日

原子力安全・保安院

平成23年東北地方太平洋沖地震の知見を踏まえた 耐震バックチェックの再開について

原子力安全・保安院（以下「当院」という。）は、平成23年東北地方太平洋沖地震を踏まえた耐震バックチェックを再開することといたしましたのでお知らせします。

1. 当院は、平成18年9月の耐震設計審査指針の改訂に伴い、各事業者に対して、耐震バックチェック（新指針に照らした耐震安全性評価）をするよう指示しており、平成20年3月以降、基準地震動 S_s の策定を主な内容とする中間報告が事業者から提出され、一部サイトを除き、当院としての評価を終了しております。しかしながら、津波の評価はほとんど未着手であり、地震動による各プラントへの影響の評価も含めた最終評価は未了となっております。
2. また、原子力発電所の耐震安全性を確保するためには、今回の東北地方太平洋沖地震で得られた知見等に関し、早急に評価をしていくことが極めて重要です。
そこで、当院は、東北地方太平洋沖地震の知見を踏まえた耐震バックチェックを再開することにしました。
3. なお、耐震バックチェックの再開に当たっては、当院において今後の調査方針を定め、その検討に資するため、地震・津波に関する意見聴取会において専門家から意見を聴取します。意見聴取会の開催日時等については、当院のウェブサイトにおいてお知らせしています。

添付：東北地方太平洋沖地震の知見を踏まえた耐震バックチェックの再開について

（本発表資料のお問い合わせ先）

原子力安全・保安院 原子力発電安全審査課耐震安全審査室
担当者：小林、御田

電話：03-3501-1511（内線 4861～7）
03-3501-6289（直通）

東北地方太平洋沖地震の知見を踏まえた 耐震バックチェックの再開について

1. 経緯

平成18年9月の新耐震指針の制定に伴い、原子力安全・保安院は、各事業者に対して、耐震・津波の安全性評価について見直し（耐震バックチェック）をするよう指示を行っている。

平成20年3月以降、基準地震動（ S_s ）の策定を主な内容とする中間報告が事業者から提出され、一部のサイトを除き、原子力安全・保安院としての評価は終了している（別添1）。

しかしながら、津波の評価や地震動による各プラントへの影響の評価も含めた最終評価は未了となっている。

そうした中で、今回の東北地方太平洋沖地震があり、この知見も踏まえた上で耐震バックチェックを再開し、原子力発電所の耐震安全性を確保する取組みを行うことは、極めて重要である。

2. 再開の進め方

再開に当たっては、次の手順で作業を進める。

- ① 今回の地震・津波の知見や耐震バックチェックの審議の過程で未解決とされた事象について、今後の調査方針を定める必要がある。この調査方針の検討に資するため、10月31日開催の地震・津波に関する意見聴取会（別添2）において、専門家から意見を聴取する。
- ② 各事業者は、上記の調査方針に基づき、調査等を行う。
- ③ 保安院は、その結果を取り入れて各サイト毎の耐震バックチェック評価を行う。

3. 検討のポイント

今回の東北地方太平洋沖地震については、

- ①海溝型地震について大きなすべり量や地震セグメントの連動等により、大きな地震動や津波を生じたこと、
- ②今回の津波は、やや長周期の波と短周期の波が重畳することにより津波の波高が高くなったと考えられること、
- ③今回の地震に伴って、大きな地殻変動が観測され、広域にわたって応力場に影響を受け、正断層型の地震も発生していることが明らかになったこと、

などを踏まえ、地震・津波の安全性評価について改めて検討する。

また、耐震バックチェックの保安院における中間評価の段階で、未解決になっている事象についても、早急に評価を行うこととする。

耐震バックチェックの審議状況 H23.3.11現在

設置者名	施設名	バックチェックの 審議状況	
北海道電力	泊	保安院で審議中(中間報告) (最終報告受理済)	
東北電力	女川(1号機)	保安院、原安委ともに 妥当と評価(中間報告)	
	東通	保安院で審議中(中間報告)	
東京電力	福島第一(3号機)	保安院の評価結果を福島県に報告 (特別な対応として、 主要な施設のみ評価※)	
	福島第一(5号機)	保安院、原安委ともに 妥当と評価(中間報告)	
	福島第二(4号機)		
	柏崎刈羽(1,5,6,7号機)	保安院、原安委ともに 妥当と評価(最終報告)	
中部電力	浜岡	保安院で審議中 (3, 4号最終報告、5号中間報告)	
北陸電力	志賀(2号機)	保安院、原安委ともに 妥当と評価(中間報告) (1号最終報告受理済)	
関西電力	美浜(1号機)	保安院、原安委ともに 妥当と評価(中間報告)	
	大飯(3,4号機)		
	高浜(3,4号機)		
中国電力	島根(1,2号機)	保安院、原安委ともに 妥当と評価 (中間報告)	島根3号最終報告受理済
四国電力	伊方(3号機)		伊方3号最終報告受理済
九州電力	玄海(3号機)		玄海最終報告受理済
	川内(1号機)		川内最終報告受理済
日本原子力 発電	東海第二	保安院で妥当と評価 原安委で審議中(中間報告)	
	敦賀	保安院で審議中(中間報告)	
原子力機構	もんじゅ	保安院、原安委ともに 妥当と評価(最終報告)	
	再処理施設	保安院で審議中(中間報告)	
日本原燃	再処理施設	保安院、原安委ともに 妥当と評価(最終報告)	

※プルサーマル開始に当たり、福島県知事からの要請を受けて評価を実施。

「地震・津波に関する意見聴取会」委員名簿

(平成23年10月7日現在)

氏名	所属
主査 高田 毅士	国立大学法人東京大学大学院工学系研究科建築学専攻教授
阿部 信太郎	財団法人地震予知総合研究振興会主任研究員
磯部 雅彦	東京大学大学院新領域創成科学研究科教授
今泉 俊文	国立大学法人東北大学大学院理学研究科教授
今村 文彦	国立大学法人東北大学大学院工学研究科教授
岡村 行信	独立行政法人産業技術総合研究所活断層・地震研究センター 研究センター長
神田 順	国立大学法人東京大学大学院新領域創成科学研究科教授
佐竹 健治	国立大学法人東京大学地震研究所教授
杉山 雄一	独立行政法人産業技術総合研究所活断層・地震研究センター 主幹研究員
高橋 重雄	独立行政法人港湾空港技術研究所理事長
高橋 智幸	学校法人関西大学社会安全学部安全マネジメント学科教授
遠田 晋次	国立大学法人京都大学防災研究所准教授
西川 孝夫	公立大学法人首都大学東京 名誉教授
能島 暢呂	岐阜大学工学部社会基盤工学科教授
藤間 功司	防衛大学校システム工学群建設環境工学科教授
藤原 広行	独立行政法人防災科学技術研究所社会防災システム研究領域 領域長
古村 孝志	国立大学法人東京大学大学院情報学環総合防災情報研究 センター教授
松山 昌史	電力中央研究所地球工学研究所上席研究員
翠川 三郎	国立大学法人東京工業大学大学院総合理工学研究科教授
山中 浩明	国立大学法人東京工業大学大学院総合理工学研究科教授
山本 博文	国立大学法人福井大学教育地域科学部教授

平成23年10月28日

原子力安全・保安院

海外専門家を招へいたしたストレステストに関する国際セミナー の開催について

原子力安全・保安院は、ストレステストに関する理解の促進を図るため、平成23年11月17日、ストレステストに関する国際セミナーを東京において開催します。

また、参加希望者の募集を行いますので、併せてお知らせいたします。

1. 「ストレステストに関する国際セミナー」開催概要

(1) 日時

平成23年11月17日（木） 13:00～17:20（予定）

(2) 場所

東京大学本郷キャンパス工学部2号館213号講義室（東京都文京区本郷7-3-1）

(3) 主催

経済産業省原子力安全・保安院、独立行政法人原子力安全基盤機構

(4) 主な内容

各国等におけるストレステストに関する取組みの紹介、及び専門家間の意見交換。（同時通訳付き）

（プログラム（案））

- ・ストレステストに関する各国等の取組み（海外専門家からのプレゼンテーションを予定）
- ・パネルディスカッション（海外専門家が参加予定）
- ・質疑応答

2. 参加申込み方法

本セミナーへの参加を希望される方は、別添申込書にご記入の上、FAX、または電子メールにて、平成23年11月11日（金）（17:00必着）までにお申し込みください。事前のご登録がない場合は、傍聴をお断りします。

定員は約300名です。(ただし、定員になり次第申込募集を締め切ります。)

3. 備考

本セミナーの詳細については、決まり次第、原子力安全・保安院のホームページにおいてお知らせいたします。

(本発表資料のお問い合わせ先)

原子力安全・保安院原子力安全技術基盤課長 市村 知也

担当者： 田口、山崎

電 話：03-3501-1511 (内線 4881~4)

03-3501-0621 (直通)

(別添)

参加申込書

ストレステストに関する国際セミナー

平成 23 年 11 月 17 日 (木)

東京大学本郷キャンパス工学部 2 号館 213 号講義室 (東京都文京区本郷 7-3-1)

必要事項をご記入の上、下記宛てメールか FAX で 11 月 11 日 (金) (17:00 必着) までに送付ください。

原子力安全・保安院原子力安全技術基盤課 国際セミナー担当宛て

FAX: 03-3580-5971 / E-mail: gqnbff@meti.go.jp

送信日 平成 23 年 月 日

氏名	
勤務先	
役職名	
勤務先住所	
電話/FAX	
E-mail	

平成23年10月28日

原子力安全・保安院

発電用原子炉施設の安全性に関する総合的評価（一次評価）に係る報告書の提出について（関西電力株式会社大飯発電所3号機）

「東京電力株式会社福島第一原子力発電所における事故を踏まえた既設の発電用原子炉施設の安全性に関する総合的評価の実施について（指示）」（平成23年7月22日付け平成23・07・20原院第1号）に基づき、本日、関西電力株式会社より当院に対し、「東京電力株式会社福島第一原子力発電所における事故を踏まえた大飯発電所3号機の安全性に関する総合的評価（一次評価）に係る報告書」が提出されましたので、お知らせいたします。

今後、当院は、専門家のご意見も伺いながら当院としての評価を取りまとめていく予定です。

1. 経緯

当院は、平成23年7月22日に、各電気事業者等に対し「東京電力株式会社福島第一原子力発電所における事故を踏まえた既設の発電用原子炉施設の安全性に関する総合的評価に関する評価手法及び実施計画」に基づき、発電用原子炉施設の安全性に関する総合的評価を行い、その結果について、当院に対して報告することを求めました（平成23年7月22日発表済み）。

本日、関西電力株式会社から、「東京電力株式会社福島第一原子力発電所における事故を踏まえた大飯発電所3号機の安全性に関する総合的評価（一次評価）に係る報告書」が当院に報告されました。

2. 今後の進め方

当院は今後、専門家からの意見聴取会（公開）を開催し、①当院の審査にあたり気をつけるべき点などについての意見聴取、②事業者の報告内容について専門家も交えて事業者からヒアリング、③当院の評価結果についての専門家から意見聴取等を行いながら結果を取りまとめていく予定です。なお、当院における審査にあたっては独立行政法人原子力安全基盤機構の技術支援を受ける予定です。

また、当院の評価結果については原子力安全委員会に報告し、妥当性の確認を受けることとしています。

さらに、原子力発電所の安全性評価にあたっては、国際的な知見を踏まえることが重要と考えており、国際原子力機関（IAEA）といった国際機関の知見を活かすべく具体的な進め方について調整を進めているところです。

添付 : 東京電力株式会社福島第一原子力発電所における事故を踏まえた大飯発電所（3号機）の安全性に関する総合評価（一次評価）に係る報告書（概要）

別紙 : 「発電用原子炉施設の安全性に関する総合的評価に係る意見聴取会」名簿

（本発表資料のお問い合わせ先）

原子力安全・保安院原子力安全技術基盤課長 市村 知也

担当者： 田口、林田

電 話：03-3501-1511（内線 4881～4）

03-3501-0621（直通）

平成23年11月1日

「原子力発電に係るシンポジウム等についての第三者調査委員会」の提言を受けた再発防止に向けた取組方針に基づく対応について

本日、「原子力発電に係るシンポジウム等についての第三者調査委員会」の提言を受けた再発防止に向けた取組方針（本年10月4日報道発表資料）に基づき、原子力安全・保安院と資源エネルギー庁は、それぞれ「シンポジウム等の運営に係る行動規範」を策定するとともに、外部の有識者によるアドバイザリー・ボードを設置しました。経済産業省としては、今回のような事態を二度と起こさないためにも、引き続き、再発防止に全力で取り組んでまいります。

1. 「シンポジウム等の運営に係る行動規範」の策定について

原子力安全・保安院と資源エネルギー庁は、①公正性、透明性の原則の徹底、②公正・中立な立場からの情報提供、③科学的正確性と分かりやすい説明という3原則に基づき、職員が遵守すべき事項を定めた行動規範を策定しました。本行動規範は、今後設置するアドバイザリー・ボードの委員のご意見を聞きながら、今後フォローアップしてまいります。（別紙1、別紙3参照）

2. 外部の有識者によるアドバイザリー・ボードの設置について

原子力安全・保安院と資源エネルギー庁は、シンポジウム等の運営について、検討、助言を行うことを目的として、外部の有識者から構成されるアドバイザリー・ボードを設置します。（別紙2、別紙4参照）

(別紙一覧)

別紙 1 : 「原子力発電に係るシンポジウム等の運営に係る行動規範」

(原子力安全・保安院)

別紙 2 : 「原子力安全広聴・広報アドバイザー・ボード」の設置について

(原子力安全・保安院)

別紙 3 : 「原子力発電に係るシンポジウム等の運営に係る行動規範」

(資源エネルギー庁)

別紙 4 : 「原子力広聴・広報アドバイザー・ボード」の設置について

(資源エネルギー庁)

(本発表資料のお問い合わせ先)

原子力安全・保安院原子力安全広報課長 吉澤 雅隆

担当者：竹之内

電 話：03-3501-1511 (内線4851～4855)

03-3501-5890 (直通)

資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課長 三田 紀之

担当者：小川

電 話：03-3501-1511 (内線4731～4735)

03-3501-1746 (直通)

経 済 産 業 省

平成 23・10・31 原院第 1 号
平成 23 年 10 月 31 日

経済産業省原子力安全・保安院長 深野 弘行
N I S A - 1 4 7 e - 1 1 - 1

原子力発電に係るシンポジウム等の運営に係る行動規範

1. 総則

(目的)

この行動規範は、原子力安全・保安院（以下「保安院」という。）が関与する原子力発電に係るシンポジウム等の運営に際し、保安院の職員（以下「職員」という。）が遵守すべき事項を定め、もってシンポジウム等を公正かつ透明に運営することにより、原子力発電に関する地元住民や国民との相互理解の増進に寄与することを目的とする。

(基本原則)

職員は、原子力発電に係るシンポジウム等の運営に際し、次に掲げる基本原則に基づいて行動しなければならない。

- 1) 公正性、透明性の原則の徹底
- 2) 公正・中立な立場からの情報提供
- 3) 科学的正確性と分かりやすい説明

(定義)

この行動規範において「シンポジウム等」とは、原子力発電に係る説明会やシンポジウム等であって、原子力発電に関する地元住民との相互理解の増進に寄与し、国や地方公共団体の意志決定の参考にすることを目的として行われ、不特定多数の参加者が見込まれるもののうち、保安院が主催するもの及び保安院が説明用職員を派遣するなどの積極的な関与を求められているものをいう。

2. 主催や参加の可否に関する規範

- (1) 保安院がシンポジウム等の場で説明する場合には、透明性や説明責任の観点から、原則として、自らがシンポジウム等を主催することとする。
- (2) 保安院以外が主催するシンポジウム等に対しても、説明責任を果たすため、人的制約を考慮しつつ、積極的に対応することとする。その際には、保安院が独立した判断で規制活動を行う組織であることが曖昧にならないよう、シンポジウム等の運営等について次に掲げる点に留意しなければならない。
 - 1) 主催者の属性や会合の性格から見て、明らかに特定の政策意図（例えば、原子力施設の立地促進等）を趣旨としたものでないこと。
 - 2) 説明会の開催が一般に告知されていること。
 - 3) 地域の希望者に開かれた説明会であること。
 - 4) 参加費用が無料であること。
 - 5) 保安院による説明以外の討論会などの場合には、保安院の立場を曖昧にするような進行、運営でないこと。
- (3) 保安院がシンポジウム等を主催する場合には、職員は、自らが行った規制執行の内容等を説明し、地元住民の理解を深めるという本来の目的を明確に認識するとともに、必要に応じてその目的を地元住民や地元自治体、電力会社、マスコミ等の関係者に伝達しなければならない。

3. 運営方法及び説明対象についての規範

- (1) 職員は、シンポジウム等の運営において電力会社等（以下「事業者」という。）への偏った働きかけ^{※1}を禁止し、事業者の不適切な行為^{※2}には中止・是正を指導するなど、公正性、透明性の原則を徹底しなければならない。

※1 「事業者への偏った働きかけ」の例

広く一般への働きかけとは別に、事業者に対して、参加や意見表明を要請するよう働きかけること

※2 「事業者の不適切な行為」の例

事業者が、原子力政策に慎重な立場の地元住民をシンポジウム等から排斥することを目的として、社員や取引企業等の関係者に参加呼びかけを行う場合や、内容を特定して原子力政策の推進に賛成する意見を発言させる場合など

- (2) 職員は、参加者から寄せられた意見は組織内で共有し、以後のシンポジウム等の運営においてその適切な活用に努めなければならない。

- (3) 職員は、シンポジウム等への参加を希望する者が、必ずしも参加できるとは限らないため、当日の配布資料や意見交換の様様について積極的に公開するなど事後の広報に努めなければならない。
- (4) シンポジウム等における説明対象は、原則として以下の事項とする。
 - 1) 保安院が行った個別の規制執行の内容・判断根拠
 - 2) 保安院が所管する制度（公表済の改正案を含む）

4. 説明方法についての規範

- (1) 職員は、保安院が実施した規制執行について説明する際には、その結果だけでなく、プロセスや判断の根拠についても具体的に説明するよう留意しなければならない。
- (2) 職員は、規制執行に係る施設等の安全性だけでなく、不確かさなど残されたリスクについても説明しなければならない。
- (3) 職員は、科学的に正確なことを分かりやすく説明しなければならない。例えば、専門用語の使用はできるだけ避け、必要な場合には解説を加えるなどの工夫に努めることとする。

5. その他

- (1) 幹部職員は、本行動規範を組織に根付かせるため、率先して普及啓発に努めるとともに、自らシンポジウム等の実施状況を確認しなければならない。
- (2) 幹部職員は、職員によりシンポジウム等の運営に係る不適切な行為等について報告を受けた場合、速やかに対処しなければならない。また、幹部職員に報告したことを理由として、当該職員が不利益な扱いを受けないよう十分に配慮しなければならない。
- (3) 本行動規範は、一定期間の運用後、当該運用実績を評価し、その結果を踏まえ、必要に応じ内容の見直しを行うこととする。

「原子力安全広聴・広報アドバイザー・ボード」の設置について

平成23年11月1日
原子力安全・保安院

1. 趣旨

本年9月30日、「原子力発電に係るシンポジウム等についての第三者調査委員会」から提出された最終報告書では、原子力発電に係るシンポジウム等(以下「シンポジウム等」という。)において、国が電力会社に対して不適切な働きかけを行ったことが認定され、これを受けて経済産業大臣から原子力安全・保安院長に対し、再発防止に向けて取り組むよう職務命令がなされた。

原子力安全・保安院としては、本年10月4日に発表した再発防止に向けた取組方針に基づき、原子力安全規制に係る地元広聴・広報のあり方や個々のシンポジウム等の実施について、検討・助言を行うことを目的として、原子力安全・保安院に外部の有識者から構成される「原子力安全広聴・広報アドバイザー・ボード」を設置する。

2. 「原子力安全広聴・広報アドバイザー・ボード」の任務

(1) 行動規範への助言

原子力安全・保安院が策定した行動規範について助言を行う。

(2) 地元広聴・広報のあり方の検討

地元住民が真に理解を深めることができるような効果的な仕組みなどについて検討を行う。

(3) シンポジウム等の運営に関するチェック

原子力安全・保安院が関与するシンポジウム等の運営方法について、公正・透明の観点からチェックを行う。

3. 委員

和気洋子	慶應義塾大学商学部教授
森 大樹	長島・大野・常松法律事務所 弁護士
和田寿昭	日本生活協同組合連合会執行役員 運営・組織担当専務補佐
首藤由紀	株式会社社会安全研究所 代表取締役 所長
新野良子	「柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会」会長

4. スケジュール

11月9日に第1回会合を開催予定。以降、必要に応じて開催。

原子力防災体制の徹底した補強事業

平成23年度3次補正予算要求額 13.0億円

原子力安全・保安院 原子力防災課
03-3501-1637

事業の内容

事業の概要・目的

○事業の概要

本事業は、東京電力(株)福島第一原子力発電所で発生した原子力災害を教訓として、全国の原子力施設で同様の原子力災害が発生した場合に備え、迅速に措置すべき原子力防災体制の補強を図るものです。

○事業の背景

今回の震災において、現地対策本部を立ち上げた福島オフサイトセンターでは、当初、地上回線を通じた通信手段が利用できない状態となるだけでなく、地震に伴う上下水道の断水、原子力災害の進展に伴う高放射線の影響、食料・飲料の不足等の問題も生じ、プラント等の情報収集、避難等に係る連絡調整といった機能を発揮できませんでした。

※ オフサイトセンターとは

原子力災害時に事故の拡大防止、住民の安全確保などの対策等について、国、自治体、事業者等の関係者が一体となって対応を行う緊急事態応急対策拠点施設をいう。

条件（対象者、対象行為、補助率等）

国



(独) 原子力安全基盤機構

運営費交付金

事業イメージ

○原子力防災体制の徹底した補強事業

左記の背景を教訓として受け止め、迅速に措置すべき原子力防災体制の補強を図るため、全国のオフサイトセンターについて、次の事業を実施してまいります。

- ・耐災害性非常用通信設備の追加的な整備
- ・断水時等の生活環境維持
- ・非常用食料等の備蓄整備
- ・オフサイトセンター内の被ばく対策
- ・代替オフサイトセンターにおける通信機器等の整備

また、国、自治体、事業者を結ぶテレビ会議システムを拡充強化してまいります。